

澶淵の盟約と其の史的意義 (下)

秋 貞 實 造

一、聖宗南伐以前に於ける宋遼の關係

二、聖宗南伐と澶淵の盟約

三、澶淵の盟約以後に於ける宋遼の國交

四、宋遼の經濟的交渉

1、盟約前に於ける兩國の貿易 (以上第一號及び第二號)

2、盟約後に於ける兩國の貿易 (以下本號)

(イ)、榷場、貿易品及び密貿易

(ロ)、歳幣、禮物及び賜與

五、遼國內の經濟的發展——特に領内に於ける錢用の流布に就いて

2、盟約後に於ける兩國の貿易

(イ) 榷場、貿易品及び密貿易

榷場

さて、景德元年(統和二十二年)十二月澶淵和平條約の締結によつて、兩國の修好が漸く

基礎付けられるや、翌月早くも契丹側は境上に於ける商賈互市の開設を要請してゐる。

澶淵の盟約と其の史的意義(下)

第二十卷 第四號

八三五

景德二年春正月。契丹新城都監遣吏齎牒。請令商賈就新城貿易。雄州以聞。辛未。詔雄州。如北商齎物至境上者。且與互市。仍諭北界官司。自今宜先移牒俟奏報。(長編卷五九 宋會要、食貨三七或は三八)

然し、かく北方の要請の儘に縁邊各處に於て無制限・無統制なる互市を行はんか、それに伴ふ商旅の往來は多岐に亘り、ために却つて再び紛争を招致して前轍を踏まんもはかられず、こは宋側の最も顧慮して止まざる所なれば、宋は二月、北邊の雄州・霸州・安肅軍(靜戎軍)の三處に夫々榷場註①を設定し、それ以外の地に於ける貿易は一切禁止してその統制を計ることとなつた。宋會要は這般の消息を傳へて頗る詳緻である。

二月三日。詔沿邊州軍。朝廷已令於雄・霸州・安肅軍三處置榷場。與北界互市。慮其或就他處回易。逐牒報云。已於三處置榷場。輦致物貨。請告諭商旅居民。詣其處交易。兼諭以朝旨。云。他處不置貨弊。蓋慮民人商旅往來多岐難於約束。或致增減物價。虧損隣邦民庶之意。報訖。飛驛以聞。先是。北界移牒緣邊州軍。云。逐處已開榷場。請許南北商人往來交易。故有是詔。(宋會要、食貨三八)

この榷場の設置が盟約中の一款を爲せるや否やは未だ之を證し得ざるにしても、如上の貿易に對する契丹側の發動性は前項末に試みたる吾人の推測——聖宗南伐の背後には兩國貿易關係の正常化、永續性を要求せんとする經濟的要因の伏在——を消極的乍ら裏書きするものと謂ふべきであらう。

越えて四月、宋は上掲三地に使臣を遣はして提點せしめ、更に八月各榷場の物價を均平ならしめて

その恒久化を計つた。

四月十九日。都官員外郎孔揆・供奉官閣門祇候張銳同提點雄・霸州安肅軍榷場。註③（宋會要、食貨）
三八

八月（戊子）命河北轉運使劉綜・都官員外郎提點雄州榷場孔揆等。與諸州軍長吏。共平榷場互市物價。以和好之始。務立永制。（宋會要、食貨三八、長編卷六一）

猶、翌年には、雄州に河北緣邊安撫使・副使・都監を置き、雄州團練使何承矩・西上閣門使李允則・權易副使楊保用等をして之に任じ、並びに兼ねて諸州軍の榷場をも提點せしむることとした。註④（長編卷六二、景徳三年四月乙酉）
その後、廣信軍（威虜軍）にも榷場の開設を見た。

又於廣信軍置場。皆廷臣專掌。通判兼領焉。（宋史卷一八六、食貨志下八、互市舶法）

惟ふに、この地は背後に保州、更に後方には定州を控へて、北方契丹の易州に對したものであらう。

かくて、雄州・霸州・安肅軍・廣信軍は河北に於ける四大榷場註⑤として、北邊貿易の中樞を爲し、就中、雄州の繁盛は目覺しいものがある。註⑥

一方、契丹は新城・易州・朔州に榷場を設置して之に當らしめてゐる。

雄州・高昌・渤海亦立互市。以通南宋・西北諸部・高麗之貨。（遼史卷六〇、食貨志下）

雄州とは恐らく新城の謂ひにして、この地に駐在する都監は涿州刺史の管轄下に南方雄州との貿易その他一切の折衝に當つた。

易州の榷場は已に前項に述べた如く統和七年に置かれてゐる。遼史(卷一〇五) 蕭文傳に

蕭文壽隆註⑦末知易州。兼西南面安撫使。高陽(易州)土沃民富。吏其邑者每贖于貨。民甚苦之。とて、

易州は民富有にして、官吏は毎に贖貨に耽ると謂へば、或はこの地の貨賣の利が然らしめてゐたものでもあらうか。

朔州に就きては、

大中祥符三年十二月癸酉。河南緣邊安撫司言。契丹於朔州南。再置榷場。云云。(長編卷七十四)とある。

然し、宋は河東地方に在つては、當初の間こそ過渡的辦法として牒狀を齎らし來る北界商民に對し、代州に於て應分の物品と貿易交換するを許容してゐたが、(長編卷六〇 景德二年六月戊寅) 廳がて北邊貿易は、務めて

河北四榷場にて行はしめることと定めた爲、河東路方面の貿易、従つて遼の朔州榷場も大して振はなかつたであらう。

貿易品 貿易品は官貿易品と私(密)貿易品とに大別される。前者は宋史(卷一八〇) 食貨下八、互

市舶法の條をみるに

凡官鬻物如舊。而增繪帛漆器杭糯。所入者。有銀錢布羊馬裘馳。歲獲四十餘萬。

とあり。謂ふ所の「如舊」とは同卷に「太平興國二年始令鎮・易・雄・霸・滄州各置榷務。輦香藥犀象及茶

與交易。」と記載する香藥犀(角)象牙及び茶を指すものなるを以て、宋は香藥・犀角・象牙・茶・眞珠・繒帛・漆器・杭糯の類を官賣品とし、契丹は銀・錢・布・羊・馬・橐駝等を充ててその代償としたことを知る。而して上掲の香藥・犀角・象牙・眞珠は市舶(海上貿易)によつて南海諸國より買入れる政府の禁權貨物(專賣品)にして、宋會要市舶の條には左の如く謂ふ。

太平興國初。京師置榷易院。(長編卷一八には太平興國二年三月とあり)乃詔諸蕃國香藥寶貨。至廣州・交趾・泉州・兩浙。

非出於官庫者。不得私相市易。後又詔。民間藥石之具。恐或致闕。自今唯珠貝・瑇瑁・犀牙(犀角・象牙?)・鑛鐵・鼈皮・珊瑚・瑪瑙・乳香禁榷外。他藥官市之餘。聽市易與民。

かく、政府が、江浙・福建・廣東等の沿岸諸海港に於て專買したる舶載品を北邊榷場に轉運致して獲る仲介利得は莫大なものがあつた。

例へば、熙寧八年市易司は榷場交易のため奉宸庫の象牙・犀角・眞珠等總計二十萬緡に價する禁權品の貸與を受け、明年見錢を以て償還せんと請ひ、直ちに聽許されてゐることの如きは之を裏書きするであらう。

遼史(卷九八)蕭兀納の傳に、

天祚及嗣位。……(中略)……以佛殿小底王華誣蕭兀納借內府犀角。詔鞠之。兀納奏曰。臣在先朝

(道宗)。詔。許日取帑錢十萬爲私費。臣未嘗妄取一錢。肯借犀角乎。

と見ゆる内府收藏の犀角も、恐らく宋との貿易によつて得たものであらう。

又、香藥に就きても次の例を擧げうる。

知雄州何承矩言。契丹新城權場都監劉日新致書。遺氈・羊・酒。詔承矩。受之答以藥物。(長編卷五九 景德二年五月)

こは景德初年に於ける過渡的貿易ではあるが、契丹側の氈・羊・酒に對し藥物を以てしたるものと謂ひうる。註⑩

茶 茶の産地は支那の中部・南部即ち江南の諸路及び四川四路地方にして、宋は茶に對しても

專賣制度を施行してゐた。註⑪既に矢野博士の指摘された如く、契丹に於ける飲茶の風習は、相當の流行

性を有してゐたが故に、宋の北方へ輸出する茶の額も決して僅少ではなかつた。知雄州何承矩の上奏

に據れば、註⑫咸平時代にも雄州權場に於ける茶の貿易は盛行してゐたものの如く、又贈遺の形式による

貿易にも茶が用ゐられてゐるを知る。

景德三年十月。知雄州李允則言。兩地供輸民或饋羊・酒。拒之則遼人以爲疑。欲受而答以茶・綵。

設飲食以接其意。可之。(長編卷六四)

繒帛 續資治通鑑長編に、

景德二年三月戊辰。令雄州。勿以錦綺綾帛付權場貿易。上慮戎心無厭。若開其端。則求市無已故

也。(卷五九)

とあるに據れば、盟約當初、眞宗は契丹の繒帛への飽くなき欲求を未然に防遏する意圖の下に、錦・綺綾・帛の榷場貿易は一切之を禁止したものの如く解せられるが、然し宋代に於て各地に勃興したる絹織物の生産^{註⑩}、並びに之が貿易上に齎らす大なる利得等の諸因子は、其共に相聯關して、如上の人爲的障壁・禁壓にも拘らず、北方への輸出遞増の勢を必至ならしめ、さてこそ前引宋史^(卷一八六)食貨下八、互市舶法の條に謂ふが如き、繒帛の北方貿易品目への新なる加入となつたものと解すべく、猶、北方人士の嗜好をそそつてこの趨勢を助長したものは、後述するが如き歲幣の絹帛、及び賜與・禮物としての繒綵であらう。^{註⑩}

漆器 漆器の製作が宋代に隆昌を極め、工藝界に樞要なる地位を占めてゐたことより推すも、が北邊貿易の一重要品目として數へられたのは當然である。^{註⑩}

杭糯 特例には屬するが大中祥符年間北界累歲の歉敝に當り、眞宗は詔して粟二萬石を廉賣之せしめてゐる。

大中祥符三年六月。知雄州李允則言。契丹界累歲災歉。闕食多來近邊市糶。詔。本州出廩粟二萬石。賤糶以賑之。^(長編卷七三 契丹國志卷七)

然し、榷場以外の地に於ける市易は穀類と雖も之を禁じ、侵犯する者は捕送處罰されるのが常であつた。

天禧三年七月。詔。河北軍州民有赴北界。市糧及不係禁物爲北界所捕送者。並杖一百。釋之。

(長編卷九四)

他方、契丹に在つては、穀食の國外輸出は固く禁止され、(長編卷五九、景德二年四月)特に山後地方は充つるに死罪を以てした。

初歐陽修奉使河東還言。……河東地形山險饋運不通。……遂齎金銀錢絹。就北界貴糴之。北界禁民以粟馬入我境。其法至死。今邊民冒禁私交易。時引爭鬪。輒相斫射。萬一引惹而生事端。其患一也。云云。(長編卷一五四、慶曆五年二月。或曰歐陽文忠公全集卷一一六、河東奉使奏草卷下請耕禁地劄子)

契丹の輸出品 契丹より宋への輸出品は前述の如く主として銀・錢・布・羊・馬・橐駝等であつた。猶、宋會要(食貨三六)所引の張昭遠の上言に、

天聖三年七月。西上閣門使知雄州張昭遠言。請下轉運司。每至年終。將四權場入中到見錢銀布羊畜數目。委官磨勘。云云。

とあるに據つても——張昭遠の建議は納れられなかつたが——宋の北方より輸入する貨物の中に於て、銀・錢・布・羊・馬の類が大宗を爲してゐたことを窺知しうる。

銀 契丹領内の銀産は遼史(卷六)食貨志下に、

坑冶則自太祖始。併室韋。其地產銅・鐵・金・銀。……(中略)太祖征幽薊。師還次山麓。得銀鐵
卯。命置冶。(遼史遊幸表には、天顯六年四月。觀銀冶。射柳とある)聖宗太平間於潢河北陰山及遼河之源各得金銀卯。興冶採煉。
自此以訖天祚。國家皆賴其利。

と謂ひ、茲に太平の間とあるは、聖宗の本紀(卷一)に、

太平七年五月。西南路招討司奏。陰山中產金・銀。請置冶。從之。復遣使循遼河源。求產金・銀之
所。

と謂へるを指すものにして、かく聖宗が各地に遣使して鑛脈の踏査を行はしめてゐることは、領内に
於ける金・銀需要の増加したるを物語るものである。

又、同書(卷三)地理志、東京道・銀州の條に、

銀州。本渤海富州。太祖以銀冶更名。

と謂ひ、或は中京道・澤州の條にも、

澤州。(中略)太祖俘蔚州民。立寨居之。採煉陷河銀冶。註⑩隸中京留守司。

と謂ふ。

羊・馬・裘駝

宋が御膳及び祠祭に供用するため、北方より買上ぐる羊のみにも、歳々數萬口
に上り、總計四十餘萬緡を算してゐる。

咸平五年十二月丙戌。是日上謂宰臣曰。御厨歲費羊數萬口。市於陝西。頗爲煩擾。近年北面榷場貿易頗多。尙慮失於豢牧。(長編卷五三三)

而してこの指數は、神宗の熙寧三年程博文によつて裁省される迄略々同様であつた。

熙寧三年五月制置條例司言。諸路科買上供羊。民間供備幾倍。而河北榷場博買契丹羊歲數萬。路遠抵京則皆瘦惡耗死。註②屢更法不能止。公私歲費錢四十餘萬緡。(長編卷二二)

古來、北方遊牧民間に、馬が常に最も貴重視されたことは今更謂ふを俟たないが、契丹もこの例に洩れず、従つて馬の密賣は死罪を以て嚴禁されて居る程であり、(後述)一方、宋も亦對外國際關係の調整、國內監牧制度の整備、或は北馬の市價暴騰等の事情よりして、北方縁邊の市馬は漸次その數を減せしめる方針を執つた(長編卷五九、景德二年春正月、同書卷六四、景德三年十一月壬子)爲、馬は羊の如く無制限なる貿易を行はなかつたやうである。

この外、既に擧げた諸例よりも知られる如く、毛皮・珠玉の類もあり、殊に北方の珠玉は宋註②の宮禁に在つては競つて珍重されてゐた。

當中國崇寧之間。漫用奢侈。宮禁競尙北珠。北珠者皆〔自?〕北中來榷場相貿易。天祚(帝)知之。

始欲禁絕。其下謂。中國傾府庫。以市無用之物。此爲我利。而中國可以困。恣聽之。(三朝北盟會編卷三)

即ち、宋でも特に徽宗時代になると、一般的奢侈につれて北珠の賞玩も盛んとなり、府庫を傾けて

之を北方樵場に求售する有様であつた。而して、契丹に於ては、之等毛皮・珠玉の多くは、北方諸部族との貿易によつて獲てゐたものである。

雄州・高昌・渤海亦立互市。以通南宋・西北諸部・高麗之貨。故女真以金・帛・布・蜜蠟諸藥材。及鐵
离・鞞鞞・于厥等部以蛤珠・青鼠・貂鼠・膠魚之皮・牛・羊・駝・馬・毳罽等物。來易於遼者。道路纏屬。

(遼史卷六〇)
(食貨志下)

又契丹國志にも、

先是。〔寧江〕州有樵場。女真以北珠・人參・生金・松實・白附子・蜜蠟・麻布之類爲市。云云。(卷一〇
年の條)とか、或は卷二二、「四至鄰國地理遠近」の條には生・熟女真を始め屋葱・鐵离・鞞鞞・蒙古里・于
厥等の諸部との交易品——毛皮・蛤珠を主とする——を詳細に記載してゐる。

蜜貿易

上述せる如く、兩國政府監督の下に香藥・犀象・珠玉・茶・繒帛・漆器・杭糯・銀・錢・布・羊・
馬・蒙駝・皮毛等の樵場貿易が營まれてゐたが、他面、兩國邊民及び奸商による密貿易は、絶えず盛ん
に行はれた。^{註②)}

されば、宋は景德三年四月早くも雄州に緣邊安撫使・副使・都監を置き、(長編卷六二。前引註①)又九月には保州
外長城口(第一章)に巡檢使を派し、附近一帯を巡羅偵察せしめて、邊民私販密輸の監視に當らしめた(長編

卷六)が、侵犯相繼ぐを以て、遂に熙寧九年密貿易者に對する罪償法を設けるに至つた。

熙寧九年二月十六日。河北西路轉運司言。北界甚有人戶衷私興販。欲乞自今後。應與化外人私相交易。若取與者。并引領人。皆配隣州本城。情重者配千里。知情般載人。隣州編管。許人告捕。

每名賞錢五十千。係巡察官員公人。仍與折未獲強盜一名卽犯人隨行。并交易取與物過五十千者

盡給。(因使交易 準此給賞)有透漏官司及巡察人杖一百。再透漏者。巡察官員奏裁。從之。(宋會要、食貨)註②

次に、密貿易が〔I〕違禁物の盜販と、〔II〕權場以外の地に於ける違法貿易との二類に大別されることは左に掲げる諸例に依つて窺知しうる。

〔I〕大中祥符五年秋七月。邊臣言。北境移牒。商旅違大朝禁法。買盧甘石至涿州。已依法行遣。

(長編卷七八)

〔I〕大中祥符八年五月己亥。詔。：慮北境人至權場未知條式。或賣違禁物。與近邊商旅貿易。宜令知雄州李允則以意諭北境。仍錄所降詔。付之。(長編卷八四)

〔I〕嘉祐元年閏三月癸卯。詔。河北緣邊商人。多與北客貿易禁物。其令安撫司設重賞。以禁絕之。(長編卷一八二 宋會要、食貨三八)

〔II〕大中祥符五年正月丁酉。瀛州言。北境商人私以物至州質鬻。爲州民恐嚇。卽潛行厚賂而免。詔緣邊安撫使。追取所賂悉還北境。仍令徧諭彼民。有互市卽赴權場。無得潛至邊郡。(長編卷七七 宋會要、食貨三八)

〔Ⅱ〕天禧二年十月。詔河東沿邊州軍。自今民有私過北界。只是博糴斛斗。收買皮裘及諸般些少喫用物色。情理輕者。則依法決訖。刺面配五百里外州軍本城收管。先是上封者言。河東民有與北界市易者。斷訖。悉移隸淮南州軍。其中有理。非切害。望差降其罪。故有是詔。(宋會要、食貨三七)之等密輸品の中最も多額に上るものは馬と鹽である。

鹽 契丹に於ては、鹽は渤海沿岸に産する海鹽註②の外に内地到る所の湖沼より多量に採取される。註②この内地鹽は良質廉價の點に於て海鹽に優り、今日でも猶、頗る原始的の牛車により張家口・多倫諾爾・赤峰等を経て支那内地に運搬支給されてゐるが、惟ふに數百年前の契丹時代に在つても同様に、契丹人或は燕薊地方の漢人の手を経て南方宋へも多く密賣されたであらう。而して彼等は多くの場合、界河を利用して漕運轉販してゐた。

初界河屬我境。……隆緒(聖宗)之統和二十四年亦自約束。久之北人或由海口載鹽入界河。涉雄・霸。抵涿・易者。邊吏因循不能止。於是宮苑使忠州刺史趙滋知雄州。遣巡兵捕殺之。且破其船。(長編卷一九三、嘉祐六年五月)

或は、

治平元年二月。令西京左藏庫副使緣界巡檢都監趙用再任。……用才武果敢。而熟邊事。敵人以

鹽船犯邊禁者。用割腸而沈之。敵人畏。用以其出常乘虎頭船。謂之趙虎頭。(長編卷二〇〇)

かく契丹側の鹽の私販廉賣は河北方面に於ける宋朝の鹽法を攪亂すること甚しく、之は延いては、河北の民をして南顧の心を忘れ、却つて北方の法三章に羨望の念を懐かしめる誘因をも爲したるを以て、註②⑥宋の爲政者はその對策に不斷の苦惱を経験してゐる。註②⑦

馬

契丹の法、鬻馬出界の罪は死に相當るにも拘らず、常に生命の危険を冒して邊境に相交

易する者、註②⑧或は自ら北界に赴いて市馬する宋の邊民が絶え間なく、中には河北河東緣邊の部署・鈴轄・

都監・知州等の軍官にして戎衣・絹帛の類を私買し、之を以て蕃馬を博市するものすら尠くなかつた。註②⑩

その他、圖書・人口の密賣も亦嚴禁されてゐたが、法禁を犯す者の多かつたことは屢々の禁令が之を證する。

景德三年九月壬子。詔。民以書籍赴緣邊權場博易者。非九經書疏悉禁之。違者案罪。其書沒官。

(長編卷六四。宋史卷一八六。食貨下八。互市舶法)

元豐元年夏四月庚申。詔。諸權場。除九經疏外。若賣餘書與北客。及諸人私賣與化外人書者。並徙三年。引致者減一等。皆配隣州本城。情重者配千里。許人告捕給賞。著令。(長編卷二八九)

その理由とする所は經濟關係と謂ふよりも寧ろ主として宋の國事の契丹側に漏洩するを恐れたことにあつた。

天聖五年二月乙亥。……初上封者言。契丹通和。河北緣邊權場商人往來。多以本朝臣僚文集傳鬻境外。其間載朝廷得失或經制邊事。深爲未便。故禁止之。(長編卷一〇五。宋會要、食貨三八)

人口略賣の禁に就きては、

天禧三年六月辛丑。詔。自今略賣人口入契丹界者。首領並處死。誘致者同罪。未過界者。決配淮南州軍牢城。(長編卷九三)

と謂ひ同様の禁令は契丹に在つても認められる。

重熙十五年春正月乙酉。禁契丹以奴隸鬻與漢人。(遼史本紀卷一九)

(ロ) 歲幣・賜與及び禮物

次に、宋遼の貿易と密接なる關係を有するものは、年毎に宋より遣らるる歲幣と兩國の正旦・生辰(皇帝並びに國母)に當つて、相互に贈遣する禮物及びそれら各使節への賜與である。

歲幣は既述の如く、澶淵の盟によつて銀十萬兩絹二十萬匹と定められたが、その後、仁宗の慶曆二年(契丹興宗重熙十一年)更に銀絹各十萬兩匹を増して、(銀三十萬兩絹三十萬匹)爾來遼朝の滅亡に及んだ。註②③而してその多くは前に引用したる趙延祚の言の如く(第一章參照)北朝内府の庫藏に入り、應がては權場を通じて香藥・犀象・珠玉・陶・漆器の奢侈裝飾品或は茶等の代償として再び宋に流れ出でたでもあらう。それは嘗て熙寧八年二

月都提舉市易司が榷場交易の爲、奉宸庫より二十萬緡の象牙・犀角・眞珠を借用し、明年直ちに見錢を以て之を償還せんと奏してゐる(長編卷二六〇。宋史卷一八六。食貨下八互市舶法)ことよりしても容易に理解しうるであらう。

禮物

國主生辰日に宋より契丹に贈られる禮物は金酒食茶器三十七件。衣五襲。金玉帶二條。

烏皮白皮鞋二緡。紅牙笙笛篋拍板。鞍勒馬二匹並に纓複鞭。金花銀器三十件。註⑳銀器三十件。註㉑錦綺・

透背・雜色羅・紗・綾・縠・絹二千疋。雜綵二千疋。法酒三十壺。的乳茶十斤。岳麓茶五斤。鹽密果

三十籠。乾果(長編には花果とあり)三十籠。註㉒

又、正旦に遣られる品目は、

金花銀器・〔白銀器〕各二十件。註㉓雜色羅・紗・綾・縠・絹二千疋。雜綵二千疋。(長編卷六一、景德二年十月丙戌。契丹國志卷二一) 宋

朝賀契丹
生辰禮物

等宋朝物産の粹を蒐めてゐるが、之より推すに、契丹國志に、

蓋當是時南北無事。歲受南宋饋遺百四五十年。内府之儲珍異。固山積也。(卷八 興宗紀)

と謂へるも敢て誇大の言ではあるまい。

之に對して、契丹より正旦及び宋朝皇帝の生日に贈献される禮物は毛皮を材料とする紡織加工品、

北方産の果實、青・白鹽、牛・羊・馬匹の類である。(長編卷六一、景德二年十一月己卯。契丹國志卷二一、契丹賀宋朝生日禮物)註㉔

賜與 賜與も亦多分に經濟的意義を有つ。契丹國志(卷二一、宋朝勞契丹人使物件の條)或は續資治通鑑長編(卷六〇 景德二

乙亥(五月) 等によれば宋朝より契丹使への賜與が如何に多額に上つてゐたかが知りえられる。

註① 榷場の意義に就きては、加藤繁博士「宋と金國との貿易につきて」(史學雜誌四六)を参照。

註② 桑原博士はその著東洋史教授資料に於て(涇州の役の條)條約中の一款として「兩國國境に貿易場を開くこと」を明記されてゐる。

註③ 孔授・張銳の兩人は先是同年二月十四日の詔を奉じたる中書樞密院より選任されたものであらう。(宋會要食) 貨三八

註④ 爾來これら榷場監督官には、常に經濟的敏腕を有し、心氣清幹なる使臣を任用してゐる。

天聖四年(仁宗)十月、河北沿邊安撫司言。乞今後所差河北監榷場使臣。(乞?)下三司保明行殿直已上有行止心力。請會錢穀。累歷外任班行者充。從之。(宋會要食) 貨三八) 或は、

天聖九年九月癸酉。詔。緣邊西榷場州軍。自今同判選歷任有心力清幹京朝官充。(長編) 卷一〇)

註⑤ 熙寧六年秋七月、河北路を東西兩路に分ちし後は、雄州朔州は東路に、安肅軍廣信軍は西路に屬することとなつたが依然四榷場たるに變りはない。

元豐二年七月甲戌。河北緣邊安撫司言。緣邊州軍主管刺事人。乞選募人。給錢三千。以使臣職員或百姓爲之。……其雄・朔州安肅廣信軍四榷場牙人於北客處。鈞致邊情。乞選舉通判及監官。考其債事虛實。如至和元年詔賞罰。從之。(長編卷) 二九九)

註⑥ 雄州 この地は宋都汴京より大名府・瀛州等を経て、遼の南京幽州に達する孔道上に位し、且つ、界河を距てて北方の新城(新城縣)と相對する遼宋國境の要衝である。

王沂公(王曾)の行程録にも、

自雄州自溝驛度河(界河)四十里。至新城縣。古督亢亭之地。又七十里至涿州。云云。(契丹國志卷二四、或は、長編卷七九、大中祥符五年十月己酉)

と謂ふ。もとは瓦橋關と稱して涿州の管下にあつたが、周の世宗は顯德六年この地に雄州を置き(第一章)註五三)、宋に入るや、北面

防禦の前哨據點として後方の瀛州(高陽關)と共に重視された。太宗の太平興國二年對契丹互市場が設けられるや貿易上にも重きを爲し、澶淵の盟約以後は監督官を駐派し、榷場物價の一定或は禁制品の檢閲等、北方貿易の統制に當らしめたこと既に本文に述べた所である。されば、雄州は日に繁盛に赴き、人戸稠密して甕城狹窄を告げ、民は城外に迄溢れるに至つたため、時の知雄州李允則は遂に奇智を以て捕盜に名を籍り、契丹の疑惑を招くことなしに城の擴張をはかつたことは夙に宋人の隨筆に著録されて有名である。(例へば夢溪談卷一三、宋稗類抄卷一、國老談苑卷二、) 澶水紀聞、張舜民畫漫錄、宋史卷三二四、李允則傳等、)

註⑦

壽隆は道宗の年號にして、正しくは壽昌である。之に就きては、既に錢大昕は潛研堂金石文跋尾(卷一七)「安德州勅建嚴殿寺碑」に於て考證し、(同氏、遼史考異及び養新錄卷八にもあり)松井等氏も遼代紀年考(滿鮮地理歷史)に論證されてゐる。

更に新出の道宗哀冊文に壽昌と明記されてゐるのは最も有力なる證據である。

註⑧

こゝに引用したる宋會要市舶の條文は藤田鳴八博士の抄本に依る。猶、これは同博士の「宋代の市舶司及び市舶條例」なる論文(東洋學報)にも引用さる。

註⑩

熙寧八年二月丁亥。都提舉市易司官。乞借奉宸庫象牙犀角眞珠直總二十萬緡於榷場交易。至明年終。償見錢。從之。(長編卷宋史卷一八六、食貨志下八、互市舶法)

註⑪

その外、民間商人の手を経て北方に私易される金玉等の裝飾品類も尠くない。景德三年四月乙酉。置河北緣邊安撫使副使都監於雄州。命雄州閣練使何承矩西上閣門使李允則榷易副使楊保用爲之。並兼提點諸州軍榷場。初禁榷場通異物。而遷者得所易珎玉帶及婦人首飾等物。允則曰此以我無用。易彼有用也。縱之。(長編卷六二)

註⑫

宋に於ける茶の專賣法は一代を通じ一貫して行はれたものでも又全土に亘り劃一的に施行されたものでもない。東南茶は國初より禁榷されたが、(宋の榷茶開始の年代については松井等氏「北宋の對契丹防備と茶の利用」(滿鮮地理歷史)曾我部靜雄氏「宋代榷茶開始年代考」(史林一七卷一號)等を参照すべし)その他の地方には通商法が行はれ、熙寧七年始めて蜀茶が榷せられた。更に仁宗の嘉祐四年には、榷茶を廢して全國に通商法を施行したが、轉がて徽宗の時、蔡京が一時專賣法を復した。然し永續せず再び通商法——一定條件の下に——を許すこととなつた。(宋史卷一八三四、食貨志、茶の條參照)

註⑬ 矢野仁一博士「茶の歴史に就いて」(續史的研究)

註⑭ 續資治通鑑長編(卷五一)咸平五年四月。

宋史(卷二七三)何承矩傳には、この上奏を咸平三年のこととしてゐるが、長編(卷五一)の考證の如く、咸平五年とすべきであらう。

註⑮ 例へば、宋史(卷一七五)食貨上三には、

其織麗之物則在京有綾錦院。西京・真定・青・益・梓州場院主織錦・綺・鹿胎・透背。江寧府潤州有織羅務。梓州有綾綺場。亳州市縐・紗。大名府織縐・縠。青・齊・鄆・濮・淄・沂・密・登・萊・衡・永・金州市平繩。東京榷貨務歲入中平羅・小綾各萬疋。以供服用及歲時賜與。諸州折科和市皆無常數。唯內庫所須。則有司下其數供足。云々。

註⑯ 布も亦北方への貿易品として挙げられる。

大中祥符六年九月丁未。詔。河北榷務入中布其數甚多。用爲博羅。亦所未便。自今除北界互市仍舊外。悉罷之。(長編卷八食貨三六)

註⑰ 漆器と共に考ふべきものに陶磁器がある。今日、遼の上京臨潢府址として知られる林東附近のホロホトン、慶州城址の白塔子、中京大定府址の大名城等を始め舊熱河省内到る所の遼代古城遺址に散亂埋没する無数の宋白瓷——漢窯は遼國內の諸所にあつたが製作に最も困難を極める白瓷は然かく容易には造られなかつたらう。——の破片は嘗て宋より賜與贈遣されたものの外に貿易品として輸入されたものも蓋し多かつたであらう。

註⑱ 胡嶠の陷北記にも、

其地(室韋)多銅鐵金銀。其人工巧。銅鐵諸器皆精好。とあり。

遼淵の盟約と其の史的意義(下)

第二十卷 第四號 八四三

註⑱ 陷河銀冶は遼史卷一一六語解によれば

萬役陷河冶。地名。(中略)有銀礦。太祖募民立寮。以專採煉。故名陷河冶。と謂ふ。

註⑲ 北羊の瘦惡耗死は路遠くして輸送に不便な、にも困るが一方又次に示す例の如く契丹人が羸老の羊を以て之に充ててゐた點もあらう。

以本部俸羊多闕。鄙人空乏。請以羸老之羊及皮毛。議易南中絹。彼此利之。(遼史卷八一、耶律室魯傳)

註⑳ 北球に就いては烏山喜一氏「金初に於ける女真族の生活形態」(小田先生頌壽記念論文集所載)

王國維氏觀堂集林(卷一六)蒙古札記、塔納の條參照。

註㉑ 邊商奸民のみでなく、邊州の軍官或は通事殿侍等の中にもその地位を利用して北方と私に交易を爲すもの或は又權場監督官と結託して物帛を廉買する官紳も尠くなかつた。

管勾國信所言。自今通事殿侍與契丹私相貿易。及漏洩機密事者。請以軍法論。在驛諸色人犯者。配流海島。(長編卷一七〇皇祐三年三月乙卯)

復州錄事參軍萬延之審一官。皇城使閻士良審兩官。並勒停。延之坐託監雄州權場官吏。買物帛。士良報上不實也。(長編卷二一月十)

註㉒ これは宋史(卷一八六)食貨志下八互市舶法の條、或は文獻通考(卷二〇、市糴考、市舶互市)にも明記されてゐる。

熙寧九年立興化外人私貿易罪償法。河北四權場自治平四年。其貨物專掌於三司之催轄司。而度支・賞給・案判官置簿督計之。至是以私販者衆。故有是命。

註㉓ 海鹽は末鹽とも謂ふ。

鹽之類有二。……窮海鹽井竈鹹而成者曰末鹽。周官所謂散鹽也。(宋史卷一八一、食貨志下三)

夢溪筆談(卷一一)にも、

鹽之品至多。前史所載。夷狄間自有十餘種。中國所出亦不減數十種。今公私通行者四種。一者末鹽海鹽也。云々と謂ふ。

遼の海鹽に就いては遼史(卷六〇)食貨志下に、

會同初。太宗有大造於晉。晉獻十六州地。而瀛・莫在焉。始得河間煮海之利。置榷鹽院於香河縣。於是燕雲迤北暫食滄鹽。一時產鹽之地。如渤海鎮城・海陽・遼史卷三九、地理志に、海陽縣濱海。地多鹼鹵。置鹽場於此。と謂ふ。朔州（大鹽滌）、陽洛城・廣濟湖等處。五京計司各以其地領之。其煎取之制歲出之額。不可得而詳矣。と謂ふ。但し朔州・陽洛城・廣濟湖等は次の註に述べる如く内地鹽の産地である。

註²⁵

契丹内地の産鹽湖沼の中最も有名なるは炭山附近のそれにして、阿保機建國の資源は實にこの地に獲られたと謂ふ。炭山の位置に就きては筒内互博士（遼代の漢城と炭山）（東洋學報一一卷三號）及（び同氏著蒙古史研究所載）を參照すべし。

その他、鶴刺澗、大鹽滌（西京道朔州）、廣濟湖（上京道）、鹽滌（上京道。今のタプスノール？）等がある。及征幽薊。還次于鶴刺澗。命取鹽給軍。自後澗中鹽益多。上下足用。（遼史卷六〇、食貨志下）

張孝傑……尋出爲武定軍節度使。坐私販廣濟湖鹽。及擅改詔旨。削爵貶安肅州。（遼史卷一一〇、姦臣傳）

註²⁶

例へば河北の榷鹽に反對したる諫官余靖の言に、臣常痛。燕薊之地入於敵中幾百年。而民忘南顧之心者。外域之法大率簡易。鹽麴俱賤。科役不煩故也。……今若禁止（通商）。

便（民）須逃亡。鹽價若高。犯法必衆。邊民怨望。非國之福。云云。（長編卷一五九慶曆六年十一月、宋史卷一八一、食貨下三、鹽上）

とあり、同じく張方平も、（前略）且今未榷。而契丹盜販不已。若榷之則鹽貴。契丹之鹽益售。是爲我敵愾。而使契丹獲福也。契丹鹽入益多。非用兵莫能禁。邊隙一開。所得鹽利能補用兵之費乎。（宋史卷一八一、食貨志下三、鹽上、長編卷一五九慶曆六年十一月）

註²⁷

之に就いては、宮崎市定氏も既に「西夏の興起と青白鹽問題」（東亞經濟研究第一八卷二號）中に論じておられる。

河北榷鹽の可否に對する論議は、前註余靖及び張方平の奏議に止らず、常に廷臣の間に繰り返されてゐた。例へば、熙寧八年六月にも、

三司使章惇は河北京東の鹽を榷すべきを奏し、（長編卷二六五）政府又之に就いて種々考究する所であつたが、同九年八月に至

遼淵の盟約と其の史的意義（下）

第二十卷 第四號 八四五

るや、惇の議を採らず、舊に依つて通商法を施行することとなり(長編卷二七七、宋史卷一八一、食貨志下三)尋いで、元豐七年知滄州趙瞻の請に依り、大名府・遼・恩・信安・雄・朔・瀛・莫等河北州軍に權盟の法を援用したが、幾許もなく哲宗即位するや、監察御史王巖叟の上言に従ひ、通商法に復した。(宋史卷一八二、食貨下四、長編卷三四七、元祐七年七月甲子)

之等に關して、沈括の傳ふる所は頗る簡明である。太祖皇帝嘗降勅勸。聽民間買販。唯收稅錢。不許官權。其後有司屢請閉關。仁宗皇帝又有批詔云。朕終不使河北百姓常食賈鹽。猷議者悉罷遣之。河北父老皆掌中掬灰藉火焚香望闕。歡呼稱謝。熙寧中復有猷謀者。予時在三司。求訪兩朝勅勸不獲。然人不能誦其言。議亦竟廢。(夢溪筆談卷一一河北鹽法)

註⑳ 大中祥符七年六月。河北緣邊安撫司言。民有自北界市馬三匹至者。已牒送順義軍。上曰。如聞。彼國每擒獲鷓鴣馬出界人。皆戮之。遠配其家。甚可憫也。云云(長編卷八二)

或は遼史に據るに、

耶律唐古。……遷西南面巡檢。歷泰州刺史唐古都詳隱。嚴立科條。禁姦民鷓鴣馬於宋・夏界。因陳弭私販安邊境之要。云云。(遼史卷九)

(一耶律唐古傳)と謂ふ。

註㉑ 皇祐元年九月己酉。詔。河北兩地供輸民。毋得市馬出城。犯者以違制論。先是。河北安撫司言。雄州容城・歸信縣民多市馬。

出入邊城中。爲契丹籍送幽州。故條約之。(長編卷一六七)

註㉒ 大中祥符八年七月乙丑。禁河北河東陝西緣邊部署・鈐轄・都監・知州等私買軍衣絹染彩。博市府州蕃馬。上封者言。并州歲給軍

衣絹四萬餘匹。皆自京輦送。如聞。軍中悉貿易之。云云。(長編卷八五)

註㉓ 每歲宋より北方に贈られる幣物に對して契丹は常に嚴密なる點檢を行つてゐる。之に就きては、續資治通鑑長編(卷二二三)熙寧五年五月辛卯の條に見ゆる註及び同年六月壬戌(卷二三四)の條等を參照すべし。

註㉔ 然るに、陸游の老學庵筆記(卷七)には、

遊人劉六符建議於其國謂。燕薊雲朔本皆中國地。不樂屬我。非有以大收其心。必不能久。遊主宗眞（興宗）問曰。如何可收其心。曰。斂於民者。十減其四五。則民惟恐不爲北朝人矣。遊主曰。如國用何。曰。臣願使南朝。求割關南地。而增戍關兵。以脅之。南朝重於割地。必求增歲幣。我託不得已受之。俟得幣。則以其數。對減民賦可也。宗眞大以爲然。卒用其策得增幣。……及洪基（道宗）嗣立。……遂盡用銀絹二十萬之數。減燕雲租賦。故其後遼政離亂。而人心不離。豈可謂遼無人哉。

とて、燕薊の人心を永く收攬せんには、民の收斂を減ずるにあり、民租を減ぜんには、それによつて生ずる國用の不足を宋の歲幣増額に補ふべきであるとの理由が興宗の増幣要求の根柢に横はるものにして、その後、道宗は遂にこの増幣銀絹二十萬兩匹を以て燕雲十四州の租賦減免に充てたと謂ふ。（因みに遼史卷八六、劉六符の傳にはこのことは見えない。）

然し、これは當時交換したる兩國誓書（長編卷一三七、契丹國志卷二〇）中にも、宋が關南十縣の割地を肯ぜざるため、その代償として十縣より得べき賦税に相當する銀絹二十萬兩匹を契丹に贈納するところのみにして、この時、北使して直接興宗を説いた富弼も、且北朝興中國通好。則人主專其利。而臣下無所獲。（中略）若通好不絕。歲幣盡歸人主。臣下所得止奉使者歲一二人耳。群臣何利焉。（宋史卷三二三、富弼傳、長編卷一三七）

と謂ひ、又遼史を始め道宗の哀册文にもかゝる記事は見えてゐない所より推しても、餘り穿鑿に過ぎた説のやうに思はれる。され、北方契丹の科役が簡易にして、そのため燕薊の民が南顧之心を忘れてゐたことは、前註②余靖の上奏よりみても事實であらうが、陸游の如く、これが宋の歲幣を充當したからとは斷じ難い。寧ろ、契丹は精銳なる本族兵を以て國軍の中堅と爲し、その多くは自辨であつたが故に、（長編卷六四）軍費も宋に比する時は極めて少額にして、こは又彼等の生活の低度、簡易なりしこと等と相俟つて、勢ひ民の科役賦租を輕減せしめたものとみるべきであらう。

註③④ 契丹國志（卷二）には「銀器二十件」と謂ふ。

註⑤ 契丹國母の生日にも之と略同數のものが宋より贈られる。

註⑥ 「白銀器」の三字は續資治通鑑長編及び通行本（掃葉山房本）契丹國志には無きも遼史拾遺卷一五に引用せる契丹國志には明記されてゐる。又「各二十件」も契丹國志には各三十件とある。

遼淵の盟約と其の史的意義（下）

第二十卷 第四號 八四七

註③ 契丹國母よりは別に 御衣・綾珠・貂裘・細錦・刻絲・透背合線・御綾・羅・綺・紗・縠・御樣果實・雜紗・腊肉・水晶・鞍勒・新羅酒・青・白
鹽等の品が贈られる。(長編卷六一景徳二年十一月己卯、契丹國志卷二二、契丹賀宋朝生日禮物)
宋の皇太后も亦北方に禮物を遣つてゐる。

元豐八年八月乙酉。詔。太皇太后特送遼國生辰禮物。令御藥院。依章獻太后與北朝太后禮物數排辦。云云。(長編卷三五九)

五、遼國內の經濟的發達——特に領内に於ける錢用の流布に就いて

前章に説明した所よりも窺ひうる如く、景宗の末年頃より漸く發達の緒につきつつあつた遼國內の經濟は、遼淵の盟約後頻繁密接を加ふるに至つた宋との交渉によつて更に加速度的發展を爲した。以下主として、領内に於ける錢用を中心に、之が具體的敘述を試みよう。註①

遼代錢貨の行使に就いて最も簡潔に記載してゐる遼史(卷六〇)食貨志(下)をみるに左の如く謂ふ。

景宗以舊錢不足於用。始鑄乾亨新錢。錢用流布。聖宗鑿大安山。取劉守光所藏錢。散諸五計司。註②

兼鑄太平錢。新舊互用。由是國家之錢演迤域中。

更に、本紀並に食貨志に、

開泰元年十二月甲申。詔。諸道水蓄饑民質男女者。起來年正月。日計備錢十文價折備。盡遣還其

家。(遼史本紀卷一五、或
[卷六〇食貨志下])

とあるに徴すれば、この當時尠くとも國內に在つては、雇傭に貨錢が使用され始めたことが窺はれ、或は翌、開泰二年敦睦宮の子錢を以て貧民を振恤したり(本紀 卷一五)、以後常時行はれる貧民及び邊戍貧戸への出錢救恤、或は又毎歲春秋二季官錢を以て將士を宴饗してゐること(遼史卷六〇 食貨志下)等の諸例は、錢貨が廣く流用されつつあつたことを語るものである。註⑤ されば、開泰に入るや詔して、貴德(東京道)・龍化(上京道)・儀坤(上京道)・雙(東京道)・遼(東京道)・同(東京道)祖(上京道)等七州に征商し(遼史卷一五開泰元年十二月)越えて同三年には南京・奉聖(西京道)・平(南京道)・蔚(西京道)・雲(西京道)・應(西京道)朔(西京道)・保(東京道)諸州に轉運使司を設置するに至つたが註⑥これは領内に於ける地方經濟の一般的活動を語るものと考えふべきであらう。

太平錢に繼いで、興宗は重熙通寶を、道宗は清寧・咸雍・大康・大安・壽昌の五等錢を註⑦、天祚帝は乾統・天慶の二新錢を夫々鑄造通用せしめてゐるが、然し之等貨錢の鑄造額が幾許に上つたかは全く不明に屬する。唯、楊遵勗及び劉伸の傳に、

楊遵勗奉詔。徵戶部遺錢。得四十餘萬緡。(遼史卷一〇 五楊遵勗傳)

劉伸改戶部使。歲入羨餘錢三十萬緡。(遼史卷九 八劉伸傳)

と謂ひ、又、馬人望の傳にも、

(馬人望)遷中京度支使。始至。府廩皆空。視事半歲。積粟十五萬斛錢二十萬緡。(遼史 卷一〇五)

等とあるを擧げうるに過ぎない。^{註⑧}

猶、注意すべきは、宋との貿易によつて、多量の宋錢が遼の國內に流入し、且つそれらは、恐らくその儘北方經濟界に流通してゐたやうであるが、^{註⑥}こは宋遼經濟關係の密接不可分離性に因由するものに外ならぬ。

嘗て、承德に駐在してゐたミュージー (Jos. Mullie) 師によれば、一九二〇年の春、同師が東蒙古巴林旗 (現滿洲國興安西分省) 内の遼代遺跡を踏査中、白塔子 (遼の慶州) 及び附近のワリン・マンハ (Warin Mangha 遼聖宗・興宗・道宗の三帝后陵所在地) に於て、自ら拾得蒐集したる支那古錢は、十數種の多きに及んでゐる。即ち、

開元^{註⑩}(唐) 淳化(宋・太宗) 咸平・景德・祥符(以上眞宗) 景祐(仁宗) 熙寧・元豐(以上神宗) 紹

聖(哲宗) 熙元(未詳)^{註⑩} 以上白塔子

至道(宋・太宗) 祥符(眞宗) 天聖・嘉祐(以上仁宗) 熙寧(神宗) 元祐(哲宗?)^{註⑩} 太平(遼聖宗?)

以上ワリン・マンハ

(Jos. Mullie, Les anciennes villes des l'empire des grands Leao au royaume Mongol de Barin.

Young Pao. 1922 p. 200—201)

これらは偶々同師の目に觸れたものに過ぎないが、以上の中、開元錢と太平錢(?)を除く外は悉く

北宋の錢貨である。單に白塔子(慶州)附近のみにすら、斯く多數の宋錢が、八百年後の今日迄も遺棄散布されてゐるとすれば、當時遼國內に流入通布したる宋朝貨錢は、蓋し想像以上の夥しき數に上つたであらう。^{註⑩}左に續資治通鑑長編に見ゆる、權三司使公事葉清臣の言を藉り來つて一例を示せば、

初權三司使公事葉清臣言。朝廷務懷來四夷。通緣邊互市。而邊吏習於久安。約束寬弛。致中國寶貨錢幣日流於外界。云云。(卷二)^(三二)

と謂ふ。^{註⑩}されば宋に在つては、屢々令して銅錢の北方へ流出するを禁じてゐる。

慶曆元年五月乙卯。詔。以銅錢出外界。一貫以上。爲首者處死。其爲從。若不及一貫。河東・河北・京西・陝西人。決配廣南遠惡州軍本城。廣南・兩浙・福建人配陝西。其居停資給者。與同罪。如捕到蕃人。亦決配荆湖・江南編管。仍許諸色人告捉。給以所告之物。其經地分不覺察官吏。減二等坐之。(長編卷一三二)

皇祐三年十一月辛亥。定州路安撫使司言。雄州・廣信・安肅軍雄(權?)場北客市易。多私以銅錢出境。自今巡防人等。凡三告捕。得所犯人者。並遷一資。從之。(長編卷一七一)

かゝる北方への錢貨流出に大いなる役割を演じてゐるものは、前にも述べた北界の鹽及び羊である。熙寧十年六月沈括の上奏中に見ゆる次の如き意見は當時北朝との經濟的交渉に於ける宋朝國家の惱みを尤も直截に物語るものと謂ふべきであらう。

〔前略〕 四夷皆仰中國之銅幣。歲闌出塞外者不貲。議者欲權河北之鹽。鹽重則外鹽日至。而中國之錢日北。京師百官之饔餼。他日取羊牛於私市者。惟百貨易之。近歲以疥疾乾沒之。爲蠹一切。募民入餼牽於京師。雖革芻牧之勞。而牛羊之來於外國。皆私易以中國之實錢。如此之比。洩中國之錢於北者。歲不知其幾何。此皆作法以驅之私易。如此者首當禁也。(長編卷二八三)

さて、契丹が太祖太宗に創められた國家組織を、實質的に略完成(?)の域に迄推し進めたのは聖宗の時代であることは、種々の點より論證せられるが、^{註⑩}かかる發展は實に漢文化の影響、換言すれば、宋との交渉・關係の密接を加ふるに至つたことに、第一の因子を擧げねばならないであらう。本稿はこの宋・遼交渉の開展過程に於て、遼淵の盟約なる一史的事實が如何に意義付けらるべきか、その重要性はどの程度に評價さるべきかを、主として經濟的方面より考察してみたものである。(完)

猶、稿を了するに當つて、御多忙中の羽田博士、並びに又先輩宮崎市定・畏友森鹿三兩學士より賜はつた種々の御示教に對しては特に衷心より感謝の意を表する次第である。

註⑩ 遼國の經濟的發達を叙述に當つて、特に領内に於ける錢用に重點を置くこととしたるは一般に、貨幣の鑄造及びその行使の度

合は當該國家の統一力、中央集權の強弱度に正比例すると考へられるが故である。

註④ 遼史本紀(卷一三)にも、

統和十四年夏四月己亥。鑿大安山。取劉守光所藏錢。

と謂ふ。然し資治通鑑(卷二六〇)及び五代史記(卷三九)等に據れば大安山に錢貨を藏したのは守光の父仁恭である。

註⑤ 太平錢鑄造のことは遼史本紀には見えないが、董道の錢譜(涵芬樓藏版、說郛)には、

太平元寶。宋天禧五年耶律隆緒鑄

とある。

註⑥ 敦睦宮とは聖宗の弟隆慶の爲に置かれた行宮である。

孝文皇太弟(隆慶)敦睦宮謂之亦宴得本幹魯朵(行宮)。孝曰亦定得本。云云(遼史卷三一營衛志上)

註⑦ 然し同じく食貨志(下)に「錢不勝多。故東京所鑄。至清寧中(道宗)始用。」とあることよりみるも、國內全般が聖宗時代直ちに、同程度の通貨状態に迄進んだものとは考へ難い。

(遼東之地・東京道は、太平年間(聖宗)にも、國庫增收の一部をこの地方の權易關稅に仰がんとして、燕京・平州等に倣ひ、權醜鹽麩之法を施行し、關市之征を嚴ならしめたため民の怨を買ひ、遂に同九年八月東京舍利軍詳穩大延琳の叛亂を惹起するに至つてゐるが、これは全體的にみて東京道が當時猶南京道等と同一の經濟的水準に達してゐなかつたことを考へしめる。

註⑧ 開泰三年三月戊申。南京・奉聖・平・蔚・雲・應・朔等州置轉運使。(遼史本紀) (卷一五)

奉聖州轉運使司。蔚州轉運使司。應州轉運使司。朔州轉運使司。保州轉運使司。已上並開泰三年置。(遼史卷四八) (百官志四)

更に興宗時代に及ぶや、長春路錢帛司(重熙二十二年閏七月設置。遼史本紀卷二〇) 遼西路錢帛司。平州路錢帛司等が設けられた。(遼史卷四八) (百官志四)

註⑨ 遼史(卷六〇)食貨志下には咸雍・大康・大安・壽隆(正しくは昌である。前述)の四等錢と謂ふも、洪遵・泉志(卷一)には清寧通

寶錢を掲げ、又ミユイー (Jos. Mullie) 師も清寧元寶・大康通寶の二錢貨を獲たるを(赤峯)報じてゐる。(Toung pao 1933.

遼淵の盟約と其の史的意義(下)

第二十卷 第四號 八五三

Les Sepulture de King des Leao // 遼墓誌 p. 3)

註⑧ 續資治通鑑長編によれば、神宗時代に入つて銅及び錢幣帶出の令弛むや、契丹は宋より多量の銅・錫の供給を仰いでゐるが、これらの多くは恐らく鑄錢の材料として用ゐられたものであらう。

熙寧五年十一月。詔河北緣邊安撫司提舉榷場。賣銅錫。(卷二四〇)

熙寧七年三月。三司言。河北路有銅五十七萬九千九百餘斤錫九千八百九十餘斤。及市易務於榷場賣銅皆百萬斤。(卷二五一)

註⑨ 既に日野開三郎學士も「北宋時代に於ける銅鐵の產出額に就いて」(東洋學報二二卷一號)に於て引用してゐる所であるが、張方平の上疏に、

(前略) 以此邊關重軍而出。海舶飽載而同。閉。沿邊州軍錢出外界。但每貫收稅錢而已。錢本中國寶貨。今乃與四夷共用。

云云。(宋史卷一八〇)
(食貨下二錢幣)

とか、或は文獻通考(卷九)錢幣考(二)に、

戶部侍郎蘇轍北使還。論事宜曰。臣切見。北界別無錢幣。公私交易並使本朝銅錢。云云。

等とあるは、之が傍證とすべきであらう。

註⑩ 開元通寶 ミュニー師は、之を唐玄宗開元年間(七一三年—七四二年)の鑄造と見做してゐるが、開元錢は唐に在つては高

祖の武德四年以來鑄造されてゐるものである。その讀み方も、開元通寶説と、開通元寶説の二説があるが、舊唐書・唐會要等に從つて、開元通寶と讀むべきであらう。

註⑪ ミュニー師の未詳と爲す際元は熙寧元寶を謂ふものではあるまいか。熙寧の貨錢には熙寧重寶(大錢)熙寧元寶(小錢)の二類がある。

註⑫ 太平錢

太平錢には宋太宗の鑄造に係る太平通寶(宋史卷一八〇食貨下二、錢幣)と遼聖宗の鑄した太平元寶(前註②)の二種があれば、單に太平と記するのみでは未遑何れのものとも遽かに斷じ難い。

註⑮ 本年六月、余はミツシヨン羽田の一員として、熱河地方を踏査したる際にも、大名城（遼中京大定府址）を始め、朝陽・赤峯・烏丹城等の各地に於て、夥しき北宋錢を拾得或は購入したが、之等の全てが遼代に宋より流入したものと断じ得ないにせよ、渺くともその一部は契丹時代領内に於て流通使用されてゐたものと見做して差支へないであらう。

註⑯ 宋史卷二九五葉清臣の傳にはこの語は見えない。

註⑰ 之に就きては他日革めて論するであらう。

〔補正〕

〔I〕 第一章(第二〇卷第一號所載)註①三行目に掲げたる「尉噲契丹使員外散騎常侍韓貞云云」なる文字の中、「契丹」の二字は、今夏の踏査研究により、「奚丹」の二字なること判明され得たれば、之を以て魏書以前に契丹なる名を傳ふる史料とは見做し難い。従つて、第一行「然し」以下より第四行迄、又同註第六行目「或は *Xi Dan*」とそれ以下の括弧内の文字は、全く余の誤解に基くものなれば共に削除することとする。

〔2〕 第一章註⑱「聖宗と李繼遷」の條下に於て、終りより三行目の「(統和)二十一年繼遷死するや翌年云云」の二十一年は二十二年に、「翌年」の二字は、最終行の「西平府と爲し」の後「遷つてこの地云云」の前に置かるべきミスプリントである。